

# 令和6年度集團指導

(訪問介護、訪問入浴介護)

R6.10.1

調布市福祉健康部高齢者支援室

# 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

## <1.(2)①> 訪問介護における特定事業所加算の見直し

介護	入浴
●	—

### <見直しの理由>

重度者（看取り期など）へのサービス提供や中山間地域等で継続的なサービス提供を行っている事業所を適切に評価する観点からの見直し

Point!

「**重度者等対応要件**」と「**体制要件**」

で看取りへの対応や実績が新たに評価されるようになった

# 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

## <1.(2)①> 訪問介護における特定事業所加算の見直し

### 算定要件等

報酬区分 ▶ 現行の(IV)を廃止し、現行の(V)を(IV)に、(V)を新設 算定要件 ▼ 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、現行の(12)を削除		(I)	(II)	(III)	(IV) 廃止	(V) →(IV)	(V) 新設
		20%	10%	10%	5%	3%	3%
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○ ※(1)除く	○	○
	<del>(6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施</del> → 【(1)へ統合】				○		
	<b>(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等</b>	○(新)		○(新)			
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること						○
人材要件	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が拠点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること						○
	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○				
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	○	又は ○				
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること → 【III-IVに追加】				○	○	
重症者等対応	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること → 【IIIに追加】				○	○	
	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○		○			
	<del>(12) 利用者のうち、要介護3～5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の60以上</del> → 【4削除】	又は		又は	○		
	<b>(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)</b>	○(新)		○(新)			

新設

新設

【注】- 加算(1)～(III)については、重症者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

# 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

## <1.(4)②> 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価

<新設（看取り連携体制加算）の理由>

訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価

介護	入浴
—	●

### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

**看取り連携体制加算** 54単位/回

**新設**

※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。

### 算定要件等

- 利用者基準
  - イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
  - ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。
- 事業所基準
  - イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していること。
  - ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
  - ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。

# 1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

## <1.(7)①>訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

### <見直しの理由>

認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度IIの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件が見直された

介護	入浴
●	●

### 算定要件等

#### 単位数

<現行>

認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日※

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日※

<改定後>

変更なし

変更なし

#### <認知症専門ケア加算(Ⅰ)>

- ア 認知症高齢者の日常生活自立度II以上の者が利用者の2分の1以上
- イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度II以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すことに1を加えて得た数以上配置
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度II以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

#### <認知症専門ケア加算(Ⅱ)>

- ア 認知症専門ケア加算(Ⅰ)のイ・エの要件を満たすこと
- イ 認知症高齢者の日常生活自立度III以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ 認知症高齢者の日常生活自立度III以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

## 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

### <2.(1)⑮> 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

#### <新設（口腔連携強化加算）の理由>

介護職員等による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から新たに新設された

介護	入浴
●	—

算定要件等	単位数	
	<現行> なし	<改定後> <b>口腔連携強化加算</b> 50単位/回 <b>新設</b> ※1月に1回に限り算定可能

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。（新設）
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。

赤線部分がPoint!



# 4. 制度の安定性・持続可能性の確保

## < 4.(1)① > 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

介護	入浴
●	—

### < 新区分導入（同一建物減算）の背景 >

訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえての見直し

### 単位数・算定要件等

#### < 現行 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）

#### < 改定後 >

減算の内容	算定要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上ある場合

新設

# 終わり

～～受講完了の報告をお願いいたします～～